明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三七七）　三
○民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三七八）　三
○民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第四条の政令で定める日を定める政令（三七九）　四
○沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（三八〇）　四
○計量法関係手数料令の一部を改正する政令（三八一）　四
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（三八二）　四
○旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令（三八三）　四
○旧優生保護法補償金等認定審査会令（三八四）　四
○旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（三八五）　五
〔府　令〕
○公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一一二）　六
〔省　令〕
○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（文部科学三五）　六
○健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一六二）　七
○地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則（農林水産・国土交通・環境一）　八
○地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進に関する法律第四条第七項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令を廃止する省令（国土交通・環境五）　一〇
○地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律第三十五条第三項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（環境三三）　一一
○地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第六項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令等を廃止する省令（同三四）　一一
〔告　示〕
○健康保険法施行規則第八十六条の五第三号及び船員保険法施行規則第七十七条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事業（厚生労働三六六）　一二
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二二九四）　一四
○肥料の名称の変更に係る届出があった件（同二二九五）　一四
○肥料の登録が失効した件（同二二九六）　一四
○地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針（農林水産・国土交通・環境一）　一四
〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　一六
地方公共団体　行旅死亡人関係　一七
会社その他　会社決算公告　一七

本号で公布された法令のあらまし

◇**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三七七号）（外務省）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三号）附則ただし書に規定する規定を令和七年一月一日から施行することとした。

◇**民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第四条の政令で定める日を定める政令**（政令第三七九号）（法務省）

1　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四八号）附則第四条の政令で定める日を令和七年二月二八日とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第三八〇号）（内閣府本府）

1　附則第五条中「四二億円」を「四三億円」に改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三七八号）（法務省）

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四八号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和七年三月一日とすることとした。

◇**計量法関係手数料令の一部を改正する政令**（政令第三八一号）（経済産業省）

1　振動レベル計に係る検定及び型式承認に係る手数料について、その検定及び型式承認に要する実費を勘案し、手数料の額を改定することとした。（別表第四第一四号関係）

2　別表第四第一四号上欄に掲げる振動レベル計について計量法第七一条第二項の経済産業省令で定める構造検定の方法に基づき同表備考の各号に掲げる試験を受ける場合にあっては、同表第一四号下欄に掲げる金額に当該各号に定める金額を合算するものとした。（別表第四備考関係）

3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三八二号）（経済産業省）

1　第一種特定化学物質として、二―（二Ｈ―一・二・三―ベンゾトリアゾール―二―イル）―四・六―ジ―ターシャリ―ペンチルフェノール（別名ＵＶ―三二八。以下「ＵＶ―三二八」という。）、一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（メトキシフェニル）エタン（別名メトキシクロル）及び一・二・三・四・七・八・九・一〇・一三・一三・一四・一四―ドデカクロロ―一・四・四ａ・五・六・六ａ・七・一〇・一〇ａ・一一・一二・一二ａ―ドデカヒドロ―一・四：七・一〇―ジメタノジベンゾ［ａ・ｅ］［八］アンヌレン（別名デクロランプラス。以下「デクロランプラス」という。）を追加することとした。（第一条第一項関係）

2　第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、ＵＶ―三二八又はデクロランプラスについて、潤滑油等を定めることとした。（第七条関係）

3　第一種特定化学物質を使用することができる用途として、デクロランプラスについて、令和一二年二月二六日までの間、防衛省設置法（昭和二九年法律第一六四号）第四条第一項第一三号に規定する装備品等に使用する断熱材の製造を定めることとした。（原始附則第三項関係）

4　この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

◇**旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令**（政令第三八三号）（こども家庭庁）

1　都道府県知事が行う旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金（以下「補償金等」という。）に係る事務の処理に必要な費用として都道府県に交付する交付金の額は、補償金等の支給の請求の件数を基準として内閣総理大臣の定める方式によって算定した費用の額とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇**旧優生保護法補償金等認定審査会令**（政令第三八四号）（こども家庭庁）

1　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律第二九条第一項の政令で定める人数は、二〇人とすることとした。（第一条関係）

2　審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができること等とすることとした。（第二条関係）

3　審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないこと等とすることとした。（第三条関係）

4　審査会の庶務は、こども家庭庁成育局母子保健課において処理することとした。（第四条関係）

5　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとした。（第五条関係）

6　この政令は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇**旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令**（政令第三八五号）（こども家庭庁）

一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正関係

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（以下「新法」という。）第四一条の規定による交付金を追加するとともに、新法による改正前の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下「旧法」という。）第二九条の規定による交付金の規定を削除することとした。（第一条関係）

二　こども家庭庁組織令の一部改正関係

新法の規定による補償金等の支給等に関する事務を、成育局及び同局母子保健課の所掌事務に追加することとした。（第二条関係）

三　経過措置

新法の施行の日前に旧法又は旧法に基づく命令の規定によって都道府県知事が行った事務の処理に係る旧法第二四条の規定による交付金及び同日前に独立行政法人福祉医療機構が行った旧法第二八条第一項に規定する一時金支払等業務に係る旧法第二九条の規定による交付金の交付については、なお従前の例によることとした。（第三条関係）

四　施行期日等

1　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

2　この政令は新法の施行の日から施行することとした。

政令

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

令和六年十二月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百七十七号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三号）附則ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和七年一月一日とする。

外務大臣　岩屋　毅
内閣総理大臣　石破　茂

民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

令和六年十二月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百七十八号

民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和七年三月一日とする。

法務大臣　鈴木　馨祐
内閣総理大臣　石破　茂

民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第四条の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

令和六年十二月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百七十九号

民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第四条の政令で定める日を定める政令

内閣は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第四条の政令で定める日は、令和七年二月二十八日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　鈴木　馨祐
内閣総理大臣　石破　茂

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

令和六年十二月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百八十号

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「四十二億円」を「四十三億円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

計量法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

令和六年十二月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百八十一号

計量法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第四第十四号中「七十二万七千三百円」を「八十一万五千六百円」に改め、同表備考中「第十三号」の下に「、第十四号」を加える。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百八十二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項、第二十四条第一項、第二十五条及び第五十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項に次の三号を加える。

三十七　二―（二Ｈ―一・二・三―ベンゾトリアゾール―二―イル）―四・六―ジ―ターシャリ―ペンチルフェノール（別名ＵＶ―三二八。第七条の表二十一の項において「ＵＶ―三二八」という。）	一　潤滑油 二　樹脂に紫外線を吸収する性能を与えるための調製添加剤 三　塗料及びワニス 四　接着剤、テープ及びシーリング用の充塡料
三十八　一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（メトキシフェニル）エタン（別名メトキシクロル）	一　潤滑油 二　樹脂に紫外線を吸収する性能を与えるための調製添加剤 三　塗料及びワニス 四　接着剤、テープ及びシーリング用の充塡料
三十九　一・二・三・四・七・八・九・十・十三・十四・十四―ドデカクロロ―一・四・四ａ・五・六・六ａ・七・十・十ａ・十一・十二・十二ａ―ドデカヒドロ―一・四：七・十―ジメタノジベンゾ［ａ・ｅ］［八］アンヌレン（別名デクロランプラス。以下「デクロランプラス」という。）	一　潤滑油 二　樹脂に防炎性能を与えるための調製添加剤 三　電子機器及び電気機器の部品 四　シリコーンゴム 五　接着剤及びテープ

第七条の表に次のように加える。

二十一　ＵＶ―三二八	一　潤滑油 二　樹脂に紫外線を吸収する性能を与えるための調製添加剤 三　塗料及びワニス 四　接着剤、テープ及びシーリング用の充塡料	
二十二　デクロランプラス	一　潤滑油 二　樹脂に防炎性能を与えるための調製添加剤 三　電子機器及び電気機器の部品 四　シリコーンゴム 五　接着剤及びテープ	

附則第三項の表に次のように加える。

令和十二年二月二十六日	デクロランプラス	防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第一項第十三号に規定する装備品等に使用する断熱材の製造

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第七条の表の改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日から第七条の表の改正規定の施行の日の前日までの間におけるこの政令による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十七号及び第三十九号の規定の適用については、同項第三十七号中「ＵＶ―三二八。第七条の表二十一の項において「ＵＶ―三二八」という。」とあるのは「ＵＶ―三二八」と、同項第三十九号中「以下」とあるのは「附則第三項の表令和十二年二月二十六日の項において」とする。

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百八十三号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令

内閣は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）第三十六条の規定に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令（平成三十一年政令第百六十号）の全部を改正するこの政令を制定する。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（以下「法」という。）第三十六条の規定により、毎年度、都道府県知事が法又は法に基づく命令の規定によって行う事務の処理に必要な費用として、国が、都道府県に交付する交付金の額は、法第五条第一項の補償金、法第十二条第一項の優生手術等一時金及び法第十七条第一項の人工妊娠中絶一時金の支給の請求の件数を基準として内閣総理大臣の定める方式によって算定した費用の額とする。

附　則

この政令は、法の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

旧優生保護法補償金等認定審査会令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百八十四号

旧優生保護法補償金等認定審査会令

内閣は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）第二十九条第一項及び第三十二条の規定に基づき、旧優生保護法一時金認定審査会令（令和元年政令第三十六号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（審査会の委員の数の上限）

第一条　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律第二十九条第一項の政令で定める人数は、二十人とする。

（部会）

第二条　審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6　審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

（議事）

第三条　審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　審査会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3　前二項の規定は、部会の議事に準用する。

（庶務）

第四条　審査会の庶務は、こども家庭庁成育局母子保健課において処理する。

（審査会の運営）

第五条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

この政令は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百八十五号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）の施行に伴い、並びに同法附則第七条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条・第二条）
第二章　経過措置（第三条）
附則

第一章　関係政令の整備

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第一条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五十号を削り、第五十一号を第五十号とし、第五十二号から第五十七号までを一号ずつ繰り上げ、第五十八号の前に次の一号を加える。

五十七　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）第四十一条の規定による交付金

（こども家庭庁組織令の一部改正）

第二条　こども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第十七号を次のように改める。

十七　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）の規定による補償金等の支給等に関すること。

第十六条第六号を次のように改める。

六　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の規定による補償金等の支給等に関すること。

第二章　経過措置

第三条　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行の日前に同法による改正前の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号。以下この条において「旧法」という。）又は旧法に基づく命令の規定によって都道府県知事が行った事務の処理に係る旧法第二十四条の規定による交付金及び同日前に独立行政法人福祉医療機構が行った旧法第二十八条第一項に規定する一時金支払等業務に係る旧法第二十九条の規定による交付金の交付については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行の日から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第五十号に掲げる旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第二十九条の規定による交付金（次項において単に「交付金」という。）については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる交付金に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂

財務大臣　加藤　勝信

府　令

○内閣府令第百十二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十二月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（企画室及びデジタル市場企画調査室） **第三条**　［略］ ［２・３　略］ ４　デジタル市場企画調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　独占禁止政策（デジタル市場に係るものに限る。以下この号において同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに独占禁止政策に係る経済実態（独占的状態に係るものを除く。）の調査（企画室の所掌に属するものを除く。）。 二　スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の施行に関すること。 ５　［略］	（企画室及びデジタル市場企画調査室） **第三条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　デジタル市場企画調査室は、独占禁止政策（デジタル市場に係るものに限る。以下この項において同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに独占禁止政策に係る経済実態（独占的状態に係るものを除く。）の調査に関する事務（企画室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［号を加える。］ ５　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月十九日）から施行する。

省　令

○文部科学省令第三十五号

私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の七の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（出産費及び家族出産費） **第九条**　［略］ ２・３　［略］ ４　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七ただし書に規定する文部科学省令で定める金額は、一万二千円（同条第一号に規定する保険契約に関し、病院、診療所、助産所その他の者が負担する保険料に相当する金額が一万二千円に満たないときは、当該保険料に相当する金額）とする。 ５　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七第一号に規定する文部科学省令で定める基準は、健康保険法施行令第三十六条第一号に規定する厚生労働省令で定める基準とする。 ６　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七第一号に規定する文部科学省令で定める事由は、健康保険法施行令第三十六条第一号に規定する厚生労働省令で定める事由とする。 ［号を削る。］ ７　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七第一号に規定する文部科学省令で定める程度の障害の状態は、健康保険法施行令第三十六条第一号に規定する厚生労働省令で定める程度の障害の状態とする。	（出産費及び家族出産費） **第九条**　［同上］ ２・３　［同上］ ４　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七ただし書に規定する文部科学省令で定める金額は、一万二千円（同条第一号に規定する保険契約に関し、病院、診療所、助産所その他の者（第八項及び第九項において「病院等」という。）が負担する保険料に相当する金額が一万二千円に満たないときは、当該保険料に相当する金額）とする。 ５　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七第一号に規定する文部科学省令で定める基準は、出生した時点における在胎週数が二十八週以上であることとする。 ６　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七第一号に規定する文部科学省令で定める事由は、次のとおりとする。 一　天災、事変その他の非常事態 二　出産した者の故意又は重大な過失 ７　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七第一号に規定する文部科学省令で定める程度の障害の状態は、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級又は二級に該当するものとする。

8　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七第一号に規定する文部科学省令で定める要件は、健康保険法施行令第三十六条第一号に規定する厚生労働省令で定める要件とする。	8　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七第一号に規定する文部科学省令で定める要件は、病院等に対し、当該病院等が三千万円以上の補償金を出生した者又はその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、出生した者を現に監護するものをいう。）（次項において「出生した者等」という。）に対して適切な期間にわたり支払うための保険金（特定出産事故（同号に規定する特定出産事故をいう。同項において同じ。）が病院等の過失によって発生した場合であつて、当該病院等が損害賠償の責任を負うときは、補償金から当該損害賠償の額を除いた額とする。）が支払われるものとする。
9　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七第二号に規定する文部科学省令で定めるところにより講ずる措置は、健康保険法施行令第三十六条第二号に規定する厚生労働省令で定めるところにより講ずる措置とする。	9　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七第二号に規定する文部科学省令で定めるところにより講ずる措置は、病院等と出生した者等との間における特定出産事故に関する紛争の防止又は解決を図るとともに、特定出産事故に関する情報の分析結果を体系的に編成し、その成果を広く社会に提供するため、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供について、これらを適正かつ確実に実施することができる適切な機関に委託するものとする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和七年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百六十二号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十六条第一号及び船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第七条第一号の規定に基づき、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十八日

厚生労働大臣　福岡　資麿

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める要件）	（令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める要件）
第八十六条の五　令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。	**第八十六条の五**　令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める要件は、病院、診療所、助産所その他の者（以下この条及び次条において「病院等」という。）に対し、当該病院等が三千万円以上の補償金を出生した者又はその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、出生した者を現に監護するものをいう。）（次条において「出生した者等」という。）に対して適切な期間にわたり支払うための保険金（特定出産事故（同号に規定する特定出産事故をいう。次条において同じ。）が病院等の過失によって発生した場合であって、当該病院等が損害賠償の責任を負うときは、補償金から当該損害賠償の額を除いた額とする。）が支払われるものであることとする。
一　病院、診療所、助産所その他の者（以下この条及び次条において「病院等」という。）が三千万円以上の補償金を出生した者又はその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、出生した者を現に監護するものをいう。）（次条において「出生した者等」という。）に対して適切な期間にわたり支払うための保険金（特定出産事故（令第三十六条第一号に規定する特定出産事故をいう。次条において同じ。）が病院等の過失によって発生した場合であって、当該病院等が損害賠償の責任を負うときは、当該補償金の額から当該損害賠償の額を除いた額とする。次号において同じ。）が、当該病院等に対し支払われるものであること。	（新設）
二　前号の補償金に係る制度の運営組織が、保険金の支払基準、保険会社から当該運営組織に保険料が返還された場合における当該保険料の取扱いその他の事項（いずれも当該制度の安定的な運営に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ厚生労働大臣に協議するものであること。	（新設）

三　前号の保険料が、当該保険料の運用、病院等が保険契約に関して負担する費用の額の軽減又は厚生労働大臣が定める事業（厚生労働大臣が医療関係者、医療保険者その他の関係者の意見を聴いた上で、前号の制度の安定的な運営に必要であると認めたものに限る。）の実施のためにのみ用いられるものであること。

（新設）

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第七条第一号の厚生労働省令で定める要件） **第七十七条**　令第七条第一号の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一　病院、診療所、助産所その他の者（以下この条及び次条において「病院等」という。）が三千万円以上の補償金を出生した者又はその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、出生した者を現に監護するものをいう。）（次条において「出生した者等」という。）に対して適切な期間にわたり支払うための保険金（特定出産事故（令第七条第一号に規定する特定出産事故をいう。次条において同じ。）が病院等の過失によって発生した場合であって、当該病院等が損害賠償の責任を負うときは、当該補償金の額から当該損害賠償の額を除いた額とする。）が支払われるものであること。	（令第七条第一号の厚生労働省令で定める要件） **第七十七条**　令第七条第一号の厚生労働省令で定める要件は、病院、診療所、助産所その他の者（以下この条及び次条において「病院等」という。）に対し、当該病院等が三千万円以上の補償金を出生した者又はその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、出生した者を現に監護するものをいう。）（次条において「出生した者等」という。）に対して適切な期間にわたり支払うための保険金（特定出産事故（同号に規定する特定出産事故をいう。次条において同じ。）が病院等の過失によって発生した場合であって、当該病院等が損害賠償の責任を負うときは、補償金から当該損害賠償の額を除いた額とする。）が支払われるものであること。
二　前号の補償金に係る制度の運営組織が、保険金の支払基準、保険会社から当該運営組織に保険料が返還された場合における当該保険料の取扱いその他の事項（いずれも当該制度の安定的な運営に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ厚生労働大臣に協議するものであること。	（新設）
三　前号の保険料が、当該保険料の運用、病院等が保険契約に関して負担する費用の額の軽減又は厚生労働大臣が定める事業（厚生労働大臣が医療関係者、医療保険者その他の関係者の意見を聴いた上で、前号の制度の安定的な運営に必要であると認めたものに限る。）の実施のためにのみ用いられるものであること。	（新設）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則（以下「新健保則」という。）第八十六条の五第二号又は第二条の規定による改正後の船員保険法施行規則（以下「新船保則」という。）第七十七条第二号の運営組織が設定している保険金に係る支払基準、保険会社から当該運営組織に保険料が返還された場合における当該保険料の取扱いその他の事項（いずれも新健保則第八十六条の五第二号又は新船保則第七十七条第二号の制度の安定的な運営に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）は、それぞれあらかじめ厚生労働大臣と協議の上、設定されたものとみなす。

○国土交通省令第一号
農林水産省
環境省

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年十二月十八日

農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則

（増進活動実施計画の認定の申請）

第一条　地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（以下「法」という。）第九条第一項の規定により増進活動実施計画の認定を受けようとする者は、氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　増進活動実施計画

二　実施区域（法第九条第三項第二号に規定する実施区域をいう。次号及び第四条第三号において同じ。）の状況を明らかにした図面

三　当該地域生物多様性増進活動が実施区域における生物の多様性の維持に資するものである場合には、当該実施区域における生物の多様性の現況に関する書類

四　法第十五条第一項及び第二項、法第十六条第一項及び第二項、法第十七条第一項及び第二項、法第十八条並びに法第二十一条各項の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる書類

イ　当該規定に係る行為の種類、目的、実施主体、実施場所、実施時期及び実施方法を記載した書類

ロ　当該規定に係る行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした図面及び天然色写真

ハ　当該規定に係る行為の実施方法を明らかにした図面

五　法第十五条第三項の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる書類

イ　当該規定に係る事業の実施主体、区域、内容及び期間を記載した書類

ロ　自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十五条の六第三項各号に掲げる書類

六　法第十六条第三項の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる書類

イ　当該規定に係る事業の実施主体、区域、内容及び期間を記載した書類

ロ　自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）第三十条の四第三項各号に掲げる書類

七　法第十七条第三項の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる書類

イ　当該規定に係る事業の実施主体及び期間を記載した書類

ロ　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）第三十三条第二項各号に掲げる書類

八　法第十九条の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる書類

イ　当該規定に係る防除の実施主体、対象となる特定外来生物の種類、目標及び実施方法並びに防除を行う区域及び期間を記載した書類

ロ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省環境省令第二号）第二十五条第二項に掲げる書類（市町村が防除の実施主体の場合は、同項第三号及び第四号に掲げる書類を除く。）

九　法第二十条第一項の規定の適用を受けようとする場合には、当該規定に係る森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種並びに森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第八条各号に掲げる事項を記載した書類

3　主務大臣は、前項各号に掲げるもののほか、法第九条第一項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る増進活動実施計画が同条第三項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

（意見聴取の期間）

第二条　法第九条第四項の主務省令で定める期間は、二週間とする。

（増進活動実施計画の変更の認定の申請）

第三条　法第十条第一項の規定により増進活動実施計画の変更の認定を受けようとする者は、氏名及び住所並びに変更しようとする理由を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類については、既に主務大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　変更後の増進活動実施計画

二　変更前の増進活動実施計画に従って行われる地域生物多様性増進活動の実施状況を記載した書類

三　第一条第二項第二号から第九号までに掲げる書類及び同条第三項の規定により提出した書類（増進活動実施計画の軽微な変更）

第四条　法第十条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も増進活動実施計画が法第九条第三項に掲げる基準に適合することが明らかなものとする。

一　氏名及び住所の変更

二　地域生物多様性増進活動の実施時期の六月以内の変更

三　実施区域の変更（その名称若しくは地番の変更又は十パーセント未満の面積の減少に限る。）

四　増進活動実施計画の計画期間の六月以内の短縮

五　前各号に掲げるもののほか、増進活動実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと主務大臣が認める変更

（増進活動実施計画の軽微な変更の届出）

第五条　法第十条第二項の規定による軽微な変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第一条第二項各号に掲げる書類及び同条第三項の規定により提出した書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　氏名及び住所

二　変更の内容

三　変更した年月日

四　変更を必要とする理由

（増進活動実施計画の中止等の通知）

第六条　法第十条第三項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書を主務大臣に提出して行うものとする。

一　氏名及び住所

二　中止等（認定増進活動実施者がその地域生物多様性増進活動を中止したこと又はその地域生物多様性増進活動をその増進活動実施計画に従って行うことができなくなったことをいう。以下この条において同じ。）をした年月日

三　中止等の理由

四　中止等の前に行われた地域生物多様性増進活動の実施状況

（連携増進活動実施計画の認定の申請）

第七条　法第十一条第一項の規定により連携増進活動実施計画の認定を受けようとする市町村は、市町村名を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　連携増進活動実施計画

二　実施区域（法第十一条第八項において読み替えて準用する法第九条第三項第二号に規定する実施区域をいう。次号及び第九条第二号において同じ。）の状況を明らかにした図面

三　連携地域生物多様性増進活動が実施区域における生物の多様性の維持に資するものである場合には、当該実施区域における生物の多様性の現況に関する書類

四　第一条第二項第四号から第八号までに掲げる書類

3　主務大臣は、前項各号に掲げるもののほか、法第十一条第一項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る連携増進活動実施計画が同条第八項において読み替えて準用する法第九条第三項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

（連携増進活動実施計画の変更の認定の申請）

第八条　法第十二条第一項の規定により連携増進活動実施計画の変更の認定を受けようとする市町村は、市町村名及び変更しようとする理由を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類については、既に主務大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　変更後の連携増進活動実施計画

二　変更前の連携増進活動実施計画に従って行われる連携地域生物多様性増進活動の実施状況を記載した書類

三　前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の規定により提出した書類

（連携増進活動実施計画の軽微な変更）

第九条　法第十二条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も連携増進活動実施計画が法第十一条第八項において読み替えて準用する法第九条第三項に掲げる基準に適合することが明らかなものとする。

一　連携地域生物多様性増進活動の実施時期の六月以内の変更

二　実施区域の変更（その名称若しくは地番の変更又は十パーセント未満の面積の減少に限る。）

三　連携増進活動実施計画の計画期間の六月以内の短縮

四　前三号に掲げるもののほか、連携増進活動実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと主務大臣が認める変更

（連携増進活動実施計画の軽微な変更の届出）

第十条　法第十二条第二項の規定による軽微な変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第七条第二項各号に掲げる書類及び同条第三項の規定により提出した書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　市町村名

二　変更の内容

三　変更した年月日

四　変更を必要とする理由

（連携増進活動実施計画の中止等の通知）

第十一条　法第十二条第三項において読み替えて準用する法第十条第三項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書を主務大臣に提出して行うものとする。

一　市町村名

二　中止等（認定連携市町村がその連携地域生物多様性増進活動を中止したこと又はその連携地域生物多様性増進活動をその連携増進活動実施計画に従って行うことができなくなったことをいう。以下この条において同じ。）をした年月日

三　中止等の理由

四　中止等の前に行われた連携地域生物多様性増進活動の実施状況

（認定等に関する事務）

第十二条　独立行政法人環境再生保全機構は、法第十四条に規定する事務として、申請の受付、申請に係る地域生物多様性増進活動又は連携地域生物多様性増進活動の区域の状況及び実施体制の確認並びに内容の整理、認定通知書類の作成、当該通知書の送付その他これらに附帯する事務を行うものとする。

（生物多様性維持協定の基準）

第十三条　法第二十二条第三項第三号（法第二十五条において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　生物多様性維持協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

二　生物多様性維持協定区域内の連携地域生物多様性増進活動に関する事項は、当該生物多様性維持協定区域内の生物の多様性の維持に資するもの及びこれに関連して必要とされるものでなければならない。

三　生物多様性維持協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

四　生物多様性維持協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものでなければならない。

五　生物多様性維持協定は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）その他これらの関係法令の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じないものでなければならない。

（生物多様性維持協定の公告）

第十四条　法第二十三条第一項（法第二十五条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一　生物多様性維持協定の名称

二　生物多様性維持協定区域

三　生物多様性維持協定区域内の連携地域生物多様性増進活動に関する事項

四　生物多様性維持協定の有効期間

五　生物多様性維持協定の縦覧場所

（生物多様性維持協定の締結の公告）

第十五条　前条の規定は、法第二十四条（法第二十五条において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（権限の委任）

第十六条　法に規定する主務大臣の権限（環境大臣に属するものに限る。）のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　法第九条第四項から第六項まで（法第十条第六項及び法第十一条第八項（法第十二条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する権限

二　法第三十三条に規定する権限

三　法第三十四条各項に規定する権限

附　則

（施行期日）

１　この省令は、法の施行の日から施行する。

（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第二項第三号の特定非営利活動法人に準ずる者を定める省令の廃止）

２　地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第二項第三号の特定非営利活動法人に準ずる者を定める省令（農林水産省環境省令第二号）は、廃止する。

○国土交通省環境省令第五号

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）の施行に伴い、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第七項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和六年十二月十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

環境大臣　浅尾慶一郎

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第七項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令を廃止する省令

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第七項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令（平成二十三年国土交通省環境省令第三号）は、廃止する。

附　則

この省令は、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○環境省令第三十三号

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）第三十五条第三項に基づき、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律第三十五条第三項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令を次のように定める。

令和六年十二月十八日　環境大臣　浅尾慶一郎

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律第三十五条第三項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二十七条第二項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自ら行うことは妨げない。

附　則

この省令は、法の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○環境省令第三十四号

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）の施行に伴い、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第六項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令等を廃止する省令を次のように定める。

令和六年十二月十八日　環境大臣　浅尾慶一郎

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第六項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令等を廃止する省令

次に掲げる省令は廃止する。

一　地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第六項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令（平成二十三年環境省令第二十三号）

二　地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第十五条第三項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成二十三年環境省令第二十四号）

附　則

この省令は、法の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。